

# 小森龍邦－その思想と行動

岡田 英治

## 要 約

1960年代後半から広島の部落解放運動の年頭に立ち、全国運動に対しても少なからず影響を及ぼした小森龍邦は2021年2月、88歳の生涯を閉じた。その生涯は、部落差別と闘い続けたものであった。小森は衆議院議員(2期)としても被差別少数者の権利擁護、絶対平和主義、反権力の立場で政治行動を貫いた。小森が一貫して追求したものは「抑圧された者の差別と疎外からの解放」＝主体の確立であった。本稿は小森の歩みの一端を記したものである。困難な時期を迎えている部落解放運動、労働運動、革新政党の今後の活動に「主体の確立」の視点から一助になればと思う。

## はじめに

小森龍邦(1932—2021)は、部落解放運動家であり政治家である。筆者は高校時代、映画「橋のない川」上映運動(1969年)を機に部落解放運動に参加した。爾来、半世紀以上の間、部落解放同盟広島県連合会(以下、県連)専従、中央本部専従、衆議院議員秘書として、まぢかに小森の思想と行動にふれてきた。その一端を感謝と敬意をもって記すこととする。

## 少年時代—被差別体験が部落解放運動の原点に

小森は1932年、広島県府中市の被差別部落に生まれ、多感な少年時代を戦中、戦後の混乱期の中で過ごす。父・一二は兄弟と土建業を営み、母・美恵子は下駄の表づくりの内職で生活を支えた。

一二は日本の15年戦争の間に前後8回召集令状を受けたが、読み書きができず万年一等兵であった。芦品郡の徴兵検査では甲種合格2名のうちの1人で軍隊内では強者(つわもの)として名をはせていたようである。小森は一二が上官に暴力を振るったとして重営倉に入れられたこと、その処分が取り消されていることを広島県庁が管理する「兵籍簿」で確認している。取り消

された時期は北原泰作の天皇直訴事件(1927年11月)と全国水平社第6回大会(同年12月)が広島市で開催された時期と重なっている。このことから小森は一二が上官の差別発言に激し、暴力行為に及んで重営倉に入れられたものの軍隊内の差別が表面化することを恐れた軍当局が処分を取り消したものと分析している。また「兵籍簿」の名前の上に部落出身らしき印がつけられ、消されていることも併せて確認している。

小森は小学校へ入学してまもなく学友から「牛殺し」と言われた被差別体験を持つ。中学生時代には被差別部落の友達と行った銭湯で起こった盗難事件で嫌疑をかけられ、教師による詰問も経験する。また授業中、教師がクラスメイト全員の前で、小森が住む地域(学校のすぐ近く)を「4本指」を出して侮辱する事件に遭遇する。小森は教師を追及するが教師は差別行為・発言を否定する。これに対して小森は差別行為があった事実の証言をクラスメイト、中でも親しかった友人に懇願するが、だれ一人証言する者はいなかった。やむをえず小森がとった手段は生徒全員に白紙を配り無記名で差別行為・発言の有無を書くように求めることだった。結果全員が差別の事実を認めるところとなった。この時のことを小森は「親しかった同級生とは80歳近くまで毎年小旅行を楽しむ間柄だが、この時のことは許すことはできても忘れることはできない」と語ることがあった。これらの被差別体験が部落解放運動に向かわせた原点と言えよう。

## 中学、高校時代

戦時中、小森は軍国少年であった。旧制中学の時、敗戦を迎え価値観の大転換を経験した小森は、新憲法を人生の指針とすべく憲法全文を暗記した。また、師と仰ぐ藤原覚一(美術教師で後に三原市立図書館館長)から観念論哲学、唯物弁証法哲学の著書(井隆、徳永直など)を紹介され、学んだことが、その後の思想形成に大きな影響を与えた。新制高校時代に漠然と政治家になることを志し、弁論や当時流行っていた朝日式討論で弁舌を鍛えたのもこの頃である。戦後各政党が地方で開いていた政談演説会に積極的に足を運んだ小森は、多くの政治家が「あの戦争は間違っていると思ったが、それを言う勇気がなかった」との演説を聞き「政治信念を曲げる政治家であってはならない」と胸に刻み、このことが衆議院議員となって、所属していた社会党の方針に反して小選挙区制に反対することにつながる。

1948年に新制高校が発足し、旧制中学校3年生であった小森は県立府中高校の1年生となる。1月の第2国会召集の開会式で参議院初代副議長に選ばれた松本治一郎が天皇の拝謁を拒否する「カニの横ばい」事件を起こし、府中

町（現府中市）に来て府中高校の講堂で講演をした際、「カニの横ばい」を再現して見せた。偉大な指導者の存在に解放運動への決意を新たにすることは想像に難くない。

中学、高校の時には前述の藤原覚一とともに担任であった小田正雄の影響を受けている。「資本論を読むように」と勧めた小田は、学校側が異端児・小森を府中高校から追放し誠之館高校へ転学させる画策をした時、父親が倒れ高校3学期ほとんど学校に行けず土方仕事をしていた時、大学進学を目指していた時期の学費の心配など、常に小森の側に立ち続けた文字どおり恩師であった。二人の教師の影響もあって高校時代には府中市の自宅から20キロもある福山市で行われていた労働学校へも自転車で通っている。

県連再建以後、共産党を組織拡大の上でも理論上においても圧倒した背景には高校、青年時代に社会科学を学んだことがあったと言える。

弁論は府中高校の講堂で早朝、社会党の片山哲が首相になった時の施政方針演説を練習用の原稿にして鍛えた。また当時流行っていた1チーム3人でテーマを決めて論争する朝日式討論に興味を持ちディベート力を鍛えた。討論のテーマは1.キリスト教と Kommunismus は両立するか2.男女共学は日本の実情に合うか否か3.朝鮮戦争は日本経済にプラスがあったか否か4.青少年の不良化は個人の責任か社会の責任か5.宗教は究極において人類を救うのか否かなどであったという。テーマのいずれの立場で論を張るかはくじ引きで決まり、くじ引きの結果によっては不本意な立場から論を立てなければならないこともあった。

高校2年生の時に旧制第6高等学校（現岡山大学）主催の近県新制高等学校討論会（朝日式）で優勝した時のことである。この時のテーマが「青少年の不良化は個人の責任か社会の責任か」であった。小森らのチームはくじ引きで「個人の責任」となった。相手チームが「個人にも責任はあるが、社会全体の制約を受ける」としたのに対して、小森は「いくら社会の責任だと言ってみたところで、世の中を構成する人間一人ひとりが立派になれば、その社会は立派だということになる。社会の責任にその罪を着せるようでは、いつまで経っても良くならない」「具体的には米は一粒一粒がよくて一等米になる」との論を展開し相手チームを圧倒して優勝する。意気揚々と旧制第6高内を歩いていたところ白髪の貫禄ある審査員（教授）に呼び止められ、「小森君らの論法はすごかった。だが、論理が正しかったから軍配を上げたのではない。世の中に『朱に交われば赤くなる』という言葉があるだろう。米の一粒一粒が良質なら全体がよくなるという君らの論法に欠けているのは、人間社会には『悪に染まる』という相関性があるが、米の一粒一粒には、そんな

に短時間の内に関係しあうということはないという視点だ。論理の展開を勉強するためには『弁証法哲学』を学べばよい」と諭される。この時の出来事がよほど印象深かったのか、小森はさまざまな場でこの時の思い出を語っている。この時のテーマであった「個人と社会の責任」については、小森が特別弁護人を務めた芦田町放火事件裁判の最終弁論で展開されている。

## 青年団活動と中国訪問

小森は、父親が倒れ、経済的事情で大学進学を断念せざるを得なかった。その時「運命によってどこに連れていかれようともそこで善処する人間でありたい」「われ庶民の一人として生き、庶民の一人として死なん」の言葉に出会い、これを「座右の銘」とし、当時盛んであった地域青年団運動に参加、地域の政治課題と同時に原水禁運動などに取り組む。

1956年には日本青年団協議会(日青協)の代表(22名)で、革命後間もない中国を70日間(当初は40日間の予定であったが延長される)にわたって訪問している。

当時日本政府は共産圏への渡航を拒否していたが、日青協は旅券獲得闘争をおこない正式のパスポートでの中国渡航第1号となった。中国の革命精神ときめ細かい少数民族政策、広東・珠江の水上生活者への施策、若者の革命精神に基づく意欲的な活動に感銘を受ける。この時の経験がその後の活動に大きな影響を与えたことは言うまでもない。

訪中後、日青協が発行した「報告書」で小森は、「私は祖国日本の三百万の封建的差別にいまなお苦しみ続けている被差別部落のことを念頭におきながら、長い民族差別の苦しみにたえ抜いてきた二千五百万人の少数民族の姿と歴史をみようとしたのであった。旧中国の差別と圧迫は、民族差別だけではなかった。広州市中心を流れる珠江の水上生活者と言われる六万人の封建的差別に苦しんでいた人々の生活と実態をみることも出来た。基本的にはすでに民族的差別と封建的差別圧迫から解放されていた。少数民族と水上生活者の実態を、私は三百万部落大衆が解放への道をさがし求める態度で見ることをつらぬこうとしたのである」と述べている。部落解放の立場から少数民族政策、水上生活者の問題を学ぼうとした姿勢がうかがえる。1951年に建設された中央民族学院を訪問した際、学院に通うすべての少数民族の生活費と学費が保障されていること、文字を持たない少数民族の為に文字づくりに着手していることなど少数民族政策のきめ細かさに感銘している。また北京大学を訪問した際には漢民族の学生が13元の奨学金を受給しているのに対して朝鮮民族の生徒には民族の食生活上(辛い香辛料を多く使うため)の

理由から食費として15角多い13元15角支給されていたことに感心している。

差別的に「蛋民」(たんみん)と呼ばれていた水上生活者については、広州市人民委員会が水上医療船を作ったこと、革命前1校もなかった小学校が9校建設されたこと、水上の船から陸の住宅に住むことを希望する人には住宅と職(転職を希望する場合)を斡旋するなど、人民委員会が予算を計上し、丁寧な取り組みがなされていることに感銘を受け、「報告書」の最後は「三百万部落民の解放のために、日本の国民が心から国家に感謝できる日が来るために真面目に努力しなければならない」と結んでいる。

中国訪問のことは、県連の学習会などさまざまところで、①重慶市の仁和街小学校(生徒数1571名)のおさげ髪の校長・唐佐栓が22歳(19歳で校長に就任)であったこと(唐佐栓とは初の訪中から50年経った2006年に再会を果たす)②「困難はありませんか。困難があればそれを私にやらせてください」とする青年の姿勢③「私たちの国をほめるより至らぬ点を指摘してほしい」と批判を謙虚に受け止めようとする周恩来の姿勢④訪中時に北京で開かれた孫文生誕90年の記念式で周恩来がスカルノ大統領を壇上に案内し、毛沢東が松本治一郎(初代日中友好協会会長)を案内したこと⑤高齢の女性が夜間の識字学校に通い「国の主人公になったから文字を学ばなければならない」と語ったこと⑥70日間通訳をした楊震亜と王達祥がその後、在日本中国大使と参事官となり、その後も旧交を温めたことなどを語っている。

小森は革命直後、人々が解放され新しい国家づくりに邁進する姿に感銘を受けたが、90年代初頭のソビエト連邦の崩壊、最高指導者が世襲となっている朝鮮民主主義人民共和国、市場経済が導入された中国の姿を第三者的に批判するのではなく、部落解放運動の求められる「人間のありよう」と重ね「社会主義における人間論の欠如」の問題としてとらえていた。

小森は1961年に県青連会長に選出された。同年秋に開催された全国青年スポーツ大会(神宮国立競技場)では広島県選手団の団長として入場行進した際、皇太子夫妻の前で県団旗を高く掲げ、選手団全員がヒットラー風の手を挙げておこなう敬礼を拒否し、黙殺して行進したことも付記しておく。「貴族あれば賤族あり」の反天皇制・松本精神の表れと言えよう。

## 県連再建前の闘い

小森は県連再建を主導するが、再建前の特徴的な闘いとして三つの事件を挙げておこう。

一つは府中事件(1967年5月)である。府中市の課長研修で講師を務めた福山教育事務所の社会教育課長と同和教育専任主事が差別事件を「解放同盟に

連絡すると米がいる、金がいる、暇がかかって、残るものは一般の人に与える恐怖心だけ」と発言。当時、部落解放同盟東部地区協議会書記長であった小森はこれを問題とし、福山教育事務所長に差別を認めさせ、広教組、高教組、自治労とともに県教育長交渉にまで発展させ、融和主義とは何かを明らかにしつつ、差別発言の背景に実態的差別があることを認めさせる。この闘いによって被差別部落が30世帯以上の学校に同和主担者百名余を配置させた。同和主担者は、週8時間の授業を持ち、あとは被差別部落の子どもの低位性の克服、進路保障のための取り組みをおこなう教師である。府中事件は差別事件から行政課題を導き出し、同和教育発展の基礎を築く事件となった。

二つ目は尾道アンケート差別事件(1967年11月)である、福山誠之館高校で行われた第14次広高教組東部ブロック教育研究集会において、尾道市内6高等学校が実施した部落問題にかかわるアンケート結果が報告された。そのアンケートの差別性を部落解放同盟尾道市協議会が問題とし東部協とともに取り組むこととなった。アンケートの質問は「部落出身者がときによって差別されることがあるが、それは次の項目のいずれによるものと思われるか。番号に○印をつけなさい」というもので「目つきが違う、人相が悪いとか身体上の特色を持っている」「汚くて病気を持っている恐れがあるから」「ひがんで事ごとに反抗するから」「貧乏だから」「異民族の子孫だから」「ほとりの人が差別するから」「なんとなく部落に対する偏見があるから」「現代の仕組みに問題があるから」「その他」「わからない」で、生徒に予断と偏見をかえって植え付けるものであった。また「部落解放の対策として下記のどれがよい方法だと思いますか。一つ選んで○をつけなさい」では「社会革命による」「個人的努力によって、立身出世すれば解消する」「民主主義の徹底によって自然に解消する」「就職差別をなくす」「恋愛・結婚の自由を徹底すればよい」という的外れ、あるいは一面的な項目ばかりであった。当初6人の校長は「生徒の認識程度を聞くもので、差別ではない」と抗弁したが、小森は交渉で「校長自らこのアンケートに答えてみよ」と迫った。校長らはアンケートに答えることができず差別性を認めることとなった。何が差別か、差別をどう受け止めるか、差別に対する科学的な認識をどう育てるかが問われた事件であった。

三つ目は芦田町放火事件である。1969年4月、芦品郡芦田町(当時)の被差別部落で放火事件が起きる。江戸時代に形成された身分制度は被差別部落民と農民など、他の民衆を分裂支配するにとどまらず賤民とされた者同士の分断も忘れなかった。この事件に関係したのは穢多と茶筌と言われていた身分である。賤民同士の間で双方が「相手よりは上だ」という意識を持たされていた。事件が起きた家庭は夫が茶筌、妻が穢多

身分であった。夫婦間にもめごとが起きると妻は「お前が穢多であることが分かっていたら嫁に迎えるのではなかった」と言われるなどの差別的仕打ちを受けていた。もちろん夫婦とも部落問題に対する科学的な知識は持ち合わせていなかった。ある時、差別言辞を浴びせられた上に「家を出ていけ」と言われ家を出た妻は、これまでの感情を抑えきることができず風呂場の焚きつけ用の枯れた松葉に火をつけた。夫は家から飛び出し命は助かったが、家は全焼した。「現住建造物放火」である。

この事件を知った小森は数名の活動家とともに幾度となく拘置所の妻を訪ね、事件の持つ社会的、歴史的背景を説明した。当初は納得しなかったが、粘り強い説得に納得し、小森はこの事件の特別弁護人を務めることになった。小森は最終弁論で検察の論告求刑の論理を批判したうえで「事件の背景に差別と疎外感の集積」「差別が造り出す不幸な人間関係」「部落差別の本質的な理解」について述べ、「社会と国家の責任」について、「全く個人の責任とされようとしていることに対する裁判長の公正な判断をお願い致したいのであります。一略一人権尊重は具体的でなければなりません。差別は国家と社会の責任であります。一略一どうか、冷静且つ聡明なる判断によって、徳川封建幕府以来四百年の長きに亘って苦しめられてきた同和地区住民と、そして本件被告人が、国家機関である本法廷の判決をもって人間解放と差別との決別に、そのれい明の時が来たという喜びを感じる事の出来る判決がなされることを強く願いまして、私の最終弁論を閉じる次第であります」と訴えた。判決は懲役3年、執行猶予4年の執行猶予付き判決であった。最終弁論の内容は、高校2年生の時、旧制第6高等学校主催の近県新制高等学校討論会で優勝した時のテーマであった「青少年の不良化は個人の責任か社会の責任か」が念頭にあったことは言うまでもない。

## 県連再建を主導

1969年12月14日、共産党員が役員の主要ポストを握り、セクツ的機関運営をしていた部落解放同盟広島県連合会の再建(48支部が結集)で、小森は中心的な役割を果たし、組織の飛躍的な発展に貢献する。この間、数々の差別行政、差別事件と激しく闘うとともに、第19回県連大会(1972年)で運動の基調に「社会的立場の自覚的認識」を置くことを打ち出す。解放理論＝「三つの命題」の「社会的立場の認識」を「社会的立場の自覚的認識」として自らの立場を意識的に自覚することの重要性と新たに人間疎外論を吹き込み被差別部落民の主体の確立を強調したわけである。部落解放運動もそうであるが社会運動はややもすると政治、社会の悪さを糾すことのみが目向きがち

となる。「社会的立場の自覚的認識」は「社会悪を糾す」(外側)という基本的な立場を堅持しながらも「自己の弱さやもろさ」(内側)を問うというもので、外と内の両輪の営みなくして部落解放という目標を達成できないという考えである。この内側を見つめるという点で小森は、自己を徹底して内省した親鸞に魅かれ、思想を深化させていった。

主体の確立について、部落大衆に分かりやすく説明するために初期は「三悪」(①幹部の思い付き②長話③恫喝)追放といった水準から、主体的とは①自己の利益、不利益を識別する能力を持つ②その利益は中、長期的立場から考察し、実現する③自己が所属する集団、階級の利益と個人の利益を整合させる、といった内容に高められていった。小森は被差別部落民の人間疎外状況から起きる大小の組織問題(内部対立)の多くに関わった。「分裂訓練学校の優等生になるな」「部落解放運動とは組織問題を整理する事なり」との言葉は多くの同盟員の記憶に残っている。

また「三つの命題」(1.部落差別の本質2.部落差別の社会的存在意義3.社会意識としての差別観念)の表面的理解(1.部落差別の本質は市民的権利が不完全にしか保障されていないこと2.主要な生産力の担い手の搾取と分裂支配3.差別意識、観念は一般的、普遍的に存在)から1.市民的権利・自由を求める人間はいかにあるべきか2.長らくにわたって搾取と分裂の構造に甘んじている自らの弱さの分析3.社会意識の存在論から意識に汚染されている自己認識など主体的な理解へと深化させていった。

小森は「理論のない運動は羅針盤のない航海と同じだ」として県連内に理論委員会を設置し、その責任者を務めた。具体的には①歴史・社会構造部会②運動論部会③教育・啓発部会④宗教・哲学部会でそれぞれ月1回のペースで活動するルールを引いた。本人は宗教・哲学部会に所属し、県連が宗教問題に取り組む礎を築いた。

## 小森が主導した主な糾弾闘争

再建後、小森が主導した糾弾闘争は数知れない。象徴的な事件のみを紹介する。

**戸手商事件** 1973年12月4日、広島県立戸手商業高校で事件が起きる。日本共産党の教師である和田嘉郎が同校を訪ねた小森に暴力を振るわれたとして告訴した事件である。戸手商高では日本共産党系の教師が部落研の生徒と対立していた。事件前日に部落研の一般女子生徒3人が指導と称して長時間、監禁状態にされ、これを憂慮した部落出身生徒が自殺未遂を凶ったことから



小森をはじめ近隣の部落解放同盟員が事情を聴くため学校を訪れた際に事件は起きた。事件の時、多くの教師、同盟員が居合わせていたが「小森が殴ったところを見た」と証言する者はいなかった。しかも小森は右利きにもかかわらず和田の証言は「左手で殴られた」とする不自然なものであった。

裁判は1980年2月に広島地裁福山支部、82年3月に広島高裁の罰金3万円の判決が出され、83年10月に最高裁が上告棄却し判決が確定した。罰金3万円の事件は判決確定までに10年を要した。

小森は1980年の不当判決に怒り、親鸞が「承元の法難」に遭遇し、当時の権力・天皇を批判した「主上臣下、法に背き義に違し、忿りを成し怨みを結ぶ」を刻んだ親鸞像を自宅庭に建立したほどである。

晩年、小森が筆者に「他言は絶対にするな」と断ったうえで「わしは殴っていない。だが和田は殴られたことは確か」と語ったことがある。暴力行為に及んだ幹部の名も告げた。その幹部はすでに他界していた。小森はその事実を最後まで公にすることはなかった。

『部落地名総鑑』事件 1976年、広島銀行が差別図書『部落地名総鑑』を購入していたことが発覚。その後中国電力、東洋工業（現マツダ）の購入も明らかとなった。広島銀行本店の糾弾は県連が行ったものの、県内に100店近くある支店についてはその差別性と問題点が徹底されないと考えた小森は、ブロックに分けて支店と市協が交渉するように指示した。当然のことながら市協単位となると追及の理論水準がやや落ちることになる。差別の悪質性から追及する側が感情を爆発させることも考えられた。小森はすべての糾弾会でテープをとるように指示した。そして「テープを聞いて感情だけをぶつけるような糾弾になっていないか点検する」と述べ市町協の幹部を牽制した。市町協の幹部は冷静に論理的に糾弾するために少なからず努力したことは言うまでもない。取り組みの一つ一つに同盟員の主体を高めたいとの願いが込められていた。

中国電力は、3回の交渉まで「購入したが使用せず焼却した」との虚偽で乗り切ろうとした。通常であればこれで議論は平行線となるが、小森は「焼却したことを証明するように」と迫った。中国電力は困惑した。詳細は避けるが極めて論理的なやり取りが続けられた。ついに中国電力側の論理の矛盾、動揺が見え始めた3回目の交渉途中、小森は休憩をいれ中国電力の何人かを別室に呼んだ。そして「本当のことを話してほしい」と説得、中国電力の中堅幹部T氏がついに「焼却したというのは嘘です」となった。

『部落地名総鑑』によって山口県の被差別部落の受験者が不採用、また父

子家庭、母子家庭、定時制高校出身、障がい者（「少しどもり」ママ）などの理由で不採用になっていたことも明らかにした。採用試験の成績からすれば当然採用されていなければならない人たちであった。

また、小森はこの糾弾で階級的な視点を忘れてはいなかった。中国電力は第1組合の電産（約500人）と第2組合の中電労（約1万人）に分裂していた。会社側は少数組合の電産に露骨な分裂政策をとっていた。電産所属の職員に対して人事考課で昇進を遅らせるなどしていた。改めて公正・公平な人事考課をおこなわせ一挙に電産からの20数名の係長が生まれた。

東洋工業への糾弾では、会社側が警察OBを雇って徹底した身元調査をおこなっていたことを明らかにした。「〇〇地区（広島市内の被差別部落）は夜は治安局員も出入りしない地区」と記載したり、㊦、「特別人類」㊧と記載したのもあった。身元調査書には思想や宗教に関するものも多くみられた。階級的な視点からは①労働者の人間疎外になっているベルトコンベアシステムの改善②労働者に人間疎外を気づかせない役割を果たしている提案制度の改善③「同対審」答申が指摘した「経済の二重構造」（1次、2次、3次下請けなど協力会社との前近代的、不合理な関係）の改善についても約束させた。他の都府県連とは違いは階級的視点、労働者との関係で糾弾の成果が上げられたことである。

**正田家差別事件** 1977年、日清製粉の『部落地名総鑑』購入にかかわって、皇太子妃（当時）・美智子の兄である正田巖・淑夫妻に関わる事件が起きる。妻の淑は総理大臣をした浜口雄幸の孫娘である。

日清製粉は正田美智子の父親の会社で、『部落地名総鑑』を購入していた。それを知った県西部の部落解放同盟に入っていない被差別部落の女性A（美智子を崇拜）が、「美智子さんの親の会社が『部落地名総鑑』を買うことは信じられない」との思いがあって、正田家に直接電話をした。たまたま淑が電話に出てきて、やりとりをした時に淑が言ったとされた言葉は、「『部落地名総鑑』を日清製粉が買うのは当たり前でしょう」であった。Aは怒り言い争いになった。

Aは、部落解放同盟に好感はもっていなかったが、あまりにひどい言葉であったため部落解放同盟に相談したことから問題が表面化する。

この事件は、さまざまなことを配慮して「解放新聞」等で報じなかった。東京都の人権問題を担当する幹部が正田家と県連の間に立って事実確認会・糾弾会設定の調整を苦勞しながら行った。右翼団体からの小森に対する脅迫も続いた。

糾弾会は10月7日、12月7日の2回にわたって行われた。1回目の三原福祉会館での糾弾会は広島県警が警備した。その警備は、糾弾するわれわれを右翼から守ってくれる警備かと思いきや、どちらかと言えば解放同盟から正田夫妻を守るための警備であった。

この事件は電話での一對一のやりとりで、録音もされていない。言った言わないの水掛け論になる可能性が大であった。糾弾会をおこなう事前学習会では追及の論理、道筋を学習した。通常の糾弾会は将棋に例えるならば3手か4手ぐらい先を考えていれば相手を詰めることができるが今回はそうはいかない。小森は黒板へ想定問答を書いた。「この質問すると、想定される相手の答えは3とおり。3とおりのそれぞれに対する次の問いはこれ…」という形で、それは7、8手先にまで及んだ。小森は電話のやり取りが録音されているかのようににおわせながら詰めていった。正田夫妻は『購入したのは会社でしょ』と言ったこととAさんが『父(日清製粉会長)に伝えてほしい』と言われたことに対して『伝える伝えないは自由でしょ』と言ったことが誤解を招いたのでは」と弁明したが、2回の交渉の結果、最終的に部落問題について全く無知であったことやAさんを深く傷つけたことを認め謝罪・反省するところとなった。正田夫妻は勿論、立ち会った東京都、広島県、日清製粉、そして参加した同盟員全員が小森の論理的追及の鮮やかさに驚かされた事件であった。

**校長の相次ぐ自殺で「朝日新聞」誤報** 1981年3月16日付「朝日新聞」夕刊「月曜ルポ」に広島県で起きた校長自殺の記事が掲載された。高木正幸・編集委員の署名記事(8段)で見出しは「死に走る“まじめ派校長”」[広島県で二人連続自殺]「難問増える学校運営 背後に同和教育の悩み?」で、1月に起きた豊田郡本郷町(当時)の北方小学校の校長自殺と福山市桜丘小学校校長の自殺を同和教育や運動団体の責任のように印象付ける記事であった。広島県では教職員が自殺するとすべてが同和教育、解放運動の責任かのようなキャンペーンが日本共産党によって繰り広げられていた。

小森と筆者は東京・朝日新聞社に抗議のため出向いた。対応した幹部は「わが社は、自民党も批判する。少々の抗議でペンは曲げない」と横柄な態度であった。小森は、記事中の明確な事実関係の誤りを指摘し、「指摘が正しいかどうか現地(広島)の記者にすぐに確認してほしい」と追及した。しばらく時間がたって幹部の顔色が変わった。北方小学校の校区に被差別部落はないこと、桜丘小学校校長と解放同盟支部との間で対立のようなものはなかったことなどが現地の記者から報告されたからである。朝日新聞社側は、

反省の意を込めて高木編集委員名による訂正記事(6月21日付朝刊)を出すこととなった。その見出しは「管理職の『孤独』重く 追跡 広島三校長の自殺」「現場のひずみが露呈」「同和問題めぐり確証のないウワサ」「増幅された差別意識」で同じ人物が書いたとは思えないような記事であった。事実を突きつけ論理的に追及する小森の手腕はここでも発揮された。

**木山要請書事件** 1985年3月23日、広島県議会の木山徳郎議長が県知事と県教育長宛に「本県教育については、荒廃の最大の元凶が、日教組の組合活動理念の教育現場への持ち込みと、それを支援する部落解放同盟の不当介入にある」「高同教、広同教の不正常な活動がそれに拍車をかけ…」「日教組や部落解放同盟がこの姿勢を続けるならば、①同和行政における予算の大幅削減を含む見直し②高同教、広同教の公費助成と組織の見直し等の措置を検討せざるを得ない」とする「要請書」を出した。

それから5か月も経たない8月13日、木山議長は「内容に誤認の向きがあった」として「要請書」を撤回した。

この間、県連を中心に両教組、民主団体による集中的な抗議行動が行われた。「教育介入は許さない」と「豊かな教育とくらしを確立する県民連合」が結成(4月9日)されたのもこの事件がきっかけであった。

7月13日、県連の求めに基づいて、県教委は「本県の教育上、解放同盟広島県連合会の果たした役割(中途退学者の減少などに貢献)をまとめていた。これは「要請書」の「教育荒廃の最大の元凶」の根拠が崩れることを意味した。

木山議長側は一枚岩ではなかった。竹下虎之助知事は早くから、木山議長に与しないことを小森に伝えていた。自民党県議の中には、内部の権力争いから、内部情報を逐一伝えてくる者もいた。公明党は県連と木山議長の間を取り持ち木山に恩を売る作戦であったが、小森との接触によって、いつの間にか木山議長の過ちを糾す側に回った。

この事件は「要請書」撤回のみで終わらなかった。9月17日には、知事、教育長、議会、広教組、高教組、広同教、高同教、県連による「八者合意」が交わされた。内容は「同和教育の推進に一致して努力する」「いじめ、自殺などの問題に積極的に取り組む」「八者は適宜話し合いの機会を持ち、本県教育推進のために努力する」という一般的な内容で県知事選を直前に控え木山らに同調しなかった竹下知事と自民党県議との間に生じた亀裂を修復する目的もあった。小森の芸の細かい演出であった。木山「要請書」差別事件は運動側の完全勝利で終わった。そこには小森の、彼我の力関係の分析、相手の矛盾を拡大させる手練手管の手法があった。

小森は1969年に部落解放同盟広島県連合会を再建して以来、常に運動の先頭に立ち、数えきれないほどの差別行政反対闘争、差別事件糾弾闘争を展開してきた。長らくにわたって続く差別の壁は厚く、それとの闘いは激しさと厳しさを伴うものだった。差別的な偏見や「反共 反党 暴力分子 連合赤軍 トロッキスト 無法者集団 小森一派」とする日本共産党の差別キャンペーンも重なって運動の先頭に立つ小森に「激しい小森、厳しい小森、怖い小森」との視線が向けられてきた。小森はそれを「覚悟の上」で被差別部落民や被差別少数者、勤労市民のために闘った。しかし、「激しい、厳しい」と言われた数々の闘いは、小森の緻密かつ柔軟な思慮に裏付けられたものであった。

### 被差別少数者との連帯 ―一人の運命を万人の運命に

小森は前述した芦田町放火事件の被告人の運命を被差別部落民全体の運命ととらえたように、他の課題でも同様の視点から取り組みをした。また被差別少数者のおかれた現実を直接学ぶこと、連帯することを大切にしたい。いくつものことを紹介したい。

**善道キクヨさん帰国運動** 1973年には、17歳の時、「からゆきさん」として売られ57年間も異国・マレーシアの地で苦労を重ねてきた善道キクヨさん(当時74歳)の帰国運動に取り組んだ。

映画監督の今村昇平がマレーシアで映画製作に取り組んでいた時、善道さんと出会い、出身地を尋ねたところ「広島県豊田郡椋梨」であることが分かった。「豊田郡椋梨」は「賀茂郡大和町」(現在の三原市大和町)である。大和町役場から部落解放同盟広島県連合会委員長の立場にあった小森に連絡が入った。「50数年前、町出身の女性が消息不明になっていたが今村監督の連絡で生存していることが分かった。その女性は被差別部落出身である」とのことであった。小森は善道さんの帰国運動を開始する。熱血漢の泉谷徳一書記長を団長に地元的生活相談委員・水岡忠夫らが善道さん帰国のためにマレーシアへ向かった。善道さんの説得は困難を極めた。帰国後の生活の目途のことなどを考えると当然である。しかし、泉谷書記長らの必死の説得で善道さんはようやく帰国を納得した。小森はこの運動に取り組むに至った思いを1975年6月25日付の『社会新報』で「このおばあちゃんの姿の中にこそ、最も典型的な部落民の歩んできた歴史が潜んでいると考えたからである。部落差別の本当の姿を運動が確かめることは、部落差別に苦しめられながらその差別の何たるかを知らないものにとって、何よりも必要なことである」と

述べている。狭山事件の石川さんの運命と同じように「一人の運命を万人の運命ととらえる」思想に加え、ここでも人間疎外からの解放の視点が貫かれている。

**アイヌ民族との交流** 1974年4月、北海道ウタリ協会の代表が中国を訪問し少数民族と交流し、政策を学んだとの新聞記事を目にした小森は、北海道ウタリ協会副会長の貝沢正を訪ねる。ここにも被差別当事者と直接向き合い、その訴えから学ぶ姿勢があらわれている。その年の7月に行われた部落解放県政樹立第5回県民集会に5名のアイヌ青年を招待して以来、毎年県連代表が北海道を訪ねて交流し、北海道からも広島へ招待する形で交流が進み、今日に至っている。「ヤイユーカラの森」代表の計良光範さん(故人)との親交は厚かった。衆議院議員当選(1990年2月)直後の6月には法務委員会において「旧土人保護法」の廃止と新法制定を求め政府を追及し、1991年3月の法務委員会では当時の佐藤恵法務大臣に「少数民族に対して、今なお根強い差別意識がある」と政府として初めてアイヌ民族に対する差別の存在を認めさせている。

**障がい者の自立のための作業所建設運動** 「障がい者の自立のための作業所」建設運動は衆議院議員選挙の小森龍邦後援会(「小森さんを囲む障害者の会」)から生まれた。「障がい者が集まり働く場所が欲しい」との部落出身の車イス障がい者の女性の訴えから始まった。重度の車イス障がい者、知的障がい者が集う場、働く場としてプレハブ造りのジョイ・ジョイ・ワーク第1作業所(1987年6月)と第2作業所(1987年7月)を福山市内で開所し、その後、県内10カ所の作業所を建設した。ミュージシャンの小室等の協力を得て、小室の友人であるイルカ、南こうせつ、玉置浩二、森山良子、宇崎竜童らを迎えての1988年から始まった建設資金づくりのためのコンサートは20回を数えた。当初は選挙活動の一環として始めたものであったが、選挙活動を越えた「障がい者が地域で共に生きる」普遍的な取り組みとなっていく。小室等は「小森さんは自分の選挙のことは一言もおっしゃらず、ひたすら障がい者の自立と実質的平等を訴え続けられた。このことに大変感銘を受けた」(「解放新聞広島県版」2021年11月25日)と述べている。

現在、ジョイ・ジョイ・ワーク作業所から3つの社会福祉法人、3つのNPO法人が誕生し、通所者、職員、約300人の規模に発展している。

**労組、民主団体、被差別者との連帯、交流** 連帯をめぐっては、原水禁

運動、労働運動(勤評闘争、公務員の賃金差別、自治労組合員の解雇撤回、主任制反対闘争、「日の丸・君が代」問題)、韓国民主化運動(金大中支援など)、在日朝鮮人の権利擁護運動との連帯、アイヌ民族との交流(1974)、各国の少数民族、インド被差別カーストとの交流(1981)などに積極的に取り組んだ。

小森の知識欲は旺盛で中国、オーストラリア、台湾、タイ、ビルマ(当時)、グアム、ハワイなどで先住民、少数民族との交流。インド被差別カースト、ドイツのシンティ・ロマとの交流。社会主義の政策を学ぶためのソビエト、中国、朝鮮民主主義人民共和国、キューバ訪問。社会民主主義を学ぶためスウェーデン、フィンランド訪問。戦争、戦後補償などを学ぶためのベトナム、韓国、ドイツ、オーストリア、チェコスロバキア、コスタリカ訪問、反核、反差別運動(会議を含む)でアメリカ、カナダ、南アフリカ、スイス訪問、PKOで初めて自衛隊が派遣されたカンボジア訪問などその数は50の国と地域を超える。現地に出向き直接意見を交わし、学ぶことを大事にしていた。

1992年9月、PKO法が成立し、カンボジアに自衛隊が派遣された時には、カンボジアを訪ね、本当に自衛隊派遣が必要か確認した。自衛隊の現地の任務は道路の復旧などで建設会社の派遣の方がはるかに効果的であった。内戦が続く日本大使館も破壊されホテルの部屋を借り上げて大使館業務が行われていたが、今川大使曰く「必要なものは医薬品、学用品」であった。カンボジアの地で若い大使館職員(インターン)に小森は声をかけられた。「私は広島県の三次市出身です。父がお世話になっております」。父親の名前を聞くと被差別部落出身の校長であった。被差別部落出身の若者が、外国の地で生き生きと活動する姿に目を細める小森がいた。

印象深いこととして朝鮮民主主義人民共和国(以下、共和国)訪問のことについてふれておこう。小森が最初に共和国を訪問したのは1985年である。部落解放同盟中央本部訪朝団(団長・上杉佐一郎委員長)の秘書長としてであった。筆者も同行した。この時は金日成主席とも面談している。共和国ではさまざまな代表団が訪問先で「記帳」を求められる。当時は「偉大なる指導者金日成主席、聡明なる金正日閣下」と書くのが一般的だった。小森は「偉大なる指導者金日成主席」は書くが「金正日」のことは書かなかった。世襲のことが気になっていたと思われる。

朝鮮半島において日本の被差別部落民と同様に差別されていた白丁(ペクチョン)については、強い問題意識を持っていた。白丁問題では「差別はあったが、革命によって差別はなくなった」との共和国側(チュチェ研究所)の

説明に「どのような差別があって、どのようなプロセスを経て差別がなくなったのか、詳しく説明してほしい」と問い、共和国側が答えに窮する場面もあった。

1985年の訪朝の後、1992年、1997年、2003年に訪朝したが、その都度よど号ハイジャック事件の田宮高麿、若林盛虎といったメンバーがホテルに訪ねて来た。彼らは望郷の念を強く抱いていた。また朝鮮労働党機関紙の記者とこんなやりとりをしたこともあった。記者が「わが国の防衛体制は万全でアメリカを撃破できる」と述べたことに小森は「そんな強がり言うものではない。共和国へ来て何日もなるが戦闘機が一機も飛んでいないではないか。燃料がないのではないか。沖縄の米軍基地では何分かに一度の割合で離発着訓練が行われていることを知らないのか」とたしなめる場面もあった。しかし、小森の言葉には日本の戦争責任のことが根底にあり、共和国を孤立させてはならない、日朝国交回復、朝鮮半島の平和的統一実現の願いが込められていた。

### 中央本部書記長時代、地対協路線との対決など

小森は1982年に中央本部書記長に就任した。就任当初は、全国的に起きていた組織問題の整理に追われたが、徐々に組織の安定化を図っていった。

筆者は小森が組織問題（組織内の対立）を解決する多く場面に立ち会ってきた。その対立は組織内の幹部と幹部の対立、幹部と大衆の対立、県連内を二分するような対立などであった。広島県内の組織問題はもとより中央執行委員時代は中四国ブロックの担当中執ということもあって岡山、香川、徳島、高知などの組織問題にもかかわってきた。命の危険にさらされる場面も幾度かあった。小森の組織問題解決の手法は、まず対立する双方から個別に意見を聞く、その時は直接小森が誤りを正すようなことはあまりせず、同調する姿勢すら見せて、まず信頼を得ることから始まる。対立する双方が対峙する時は、双方が相手の弱点を指摘（指摘というより罵る）する。正確に言えば弱点を指摘させる。そして個別に「相手から弱点を突かれぬように改めるべきは改めるように」と指導する。このことを粘り強く繰り返しながら徐々に双方を高めていく。そして少しでも主体的に強いと思われる側にやや強い指導を行い、「分かりの良い方が下がれ、妥協しろ」との言葉で対立を解消していく手法である。個別の意見に同調する小森の言葉はいわば「二枚舌」で、双方から非難され信頼を失うのではないかとしばしば思ったが、そのような心配は杞憂であった。

小森が「解放運動とは組織問題を解決することなり」とことあるごとに



語ったのは自己疎外故に起きる組織問題は、その自己疎外状況に気づかせることが重要であり、自己疎外を少しでも克服し双方を高める取り組みと位置付けていたからである。

1986年8月5日、地域改善対策協議会は「部会報告」を出した。それは露骨な部落解放運動つぶしの攻撃であった。当時の総務庁地域改善対策室長の熊代昭彦と法務省人権擁護局総務課長の井口衛が主導した「部会報告」は、運動の生命線とも言うべき糾弾について「確認・糾弾行為は、被害者集団による一種の自力救済的かつ私的裁判的行為であるから、被糾弾者がこれに服すべき義務を有するものではない。一中略一差別行為が法を侵害するものであれば現行刑法上あるいは現行民法上に所要の処罰あるいは救済の規定があるわけであり、また法務省の人権擁護機関等公的機関も整備されるのであるから、それらの公的制度や機関の中立公正な処理にゆだねるべきである」とし、いわば「糾弾をやめなければ法律は延長しない」とする攻撃であった。

さらに適正化4項目と称して①同和関係者の自立②行政の主体性の確保③自由な意見交換④えせ同和行為の排除を打ち出した。①は新自由主義に基づく部落責任論②は行政は運動団体の言いなりになるな③は差別発言も含めて自由にもものを言わせろ④は部落解放運動を「えせ同和」のように演出する攻撃であった。

「部会報告」に象徴される攻撃は、部落解放同盟はもとより労働組合、民主団体、自治体も巻き込んだ激しい抗議運動によって政府の意図を打ち砕いた。時には熊代らが画策した全国の自治体関係者を集めての研修会を実力で阻止する行動でも小森は指揮を執った。この時期、小森は『人権が蝕まれるとき』（解放出版社1986.11.20）『解放運動は崩壊するのか』（芸備人権新報社1987.3.28）『支離滅裂 啓発推進指針の批判』（芸備人権新報社1987.10.17）『行動のための解放思想 地対協路線が生み出すもの』（明石書店1987.10.25）『慟哭する人権擁護行政』（解放出版社1988.11.5）を執筆し、地対協「部会報告」攻撃に対峙した。

糾弾否定の攻撃に関わっては、卓球用品の販売会社・タマス社が発行する月刊誌『卓球レポート』（1987年6月号）に差別記事が掲載された問題で、タマス社が法務省（局）に相談したところ、法務省は「民間団体の確認、糾弾会に応じることはない」と会社を唆した。会社側が確認・糾弾会の出席を拒否した際には、全国の同教、教組と連携して一斉にタマス社の卓球用品のボイコット運動を展開し、会社側を追い詰め、糾弾会（1989年1月）に出席させた。法務省に痛烈な打撃を与えたことは言うまでもない。

86年地対協「部会報告」攻撃を打ち砕いたことで、それまでの「地域改

善対策特別措置法」(5年間の時限立法)に代わって、法律の名称は変更し「地域改善対策に関わる国の財政上の措置に関する法律」(以下、「地対財特法」。5年間の時限立法)につなぐ。この「地対財特法」が法期限切れを迎える1992年には小森が国会に議席を持っていたことから1990年春から1991年春にかけて当時は社会党、公明党、民社党、社民連が野党であったが、部落差別の実態を踏まえて部落問題を150回質問(うち約50回が小森)し、法の延長に貢献した。

政府筋の法打ち切り、糾弾否定の攻撃に対しては、従来の特別法では部落問題は解決しないとして部落問題を総合的、抜本的に解決する「部落解放基本法」制定運動(1986年～)を上杉委員長、小森書記長の体制で全国的に展開し、自民党系の全国自由同和会や愛媛県同和对策協議会なども巻き込んで「同和問題の現状を考える連絡協議会」を結成するなどして、「基本法」制定で政府を相当追い込んだ。小森が政府を鋭く追及し、上杉が柔軟に対応することについて、小森はその役割分担を自覚し、上杉委員長の役割を評価していた。

また、運動への貢献、社会への啓発では、高校時代から鍛えたディベート力を生かし『朝まで生テレビ』出演や国際的なジャーナリストであるカレル・ウォルフレンとの外国特派員協会での討論などメディアを通じて部落問題、解放運動への関心を高めた。

なお、1996年の地対協「意見具申」、同年の「人権擁護施策推進法」、2000年の「人権教育・啓発法」、2016年の「部落差別解消推進法」については、中央本部が高い評価を与えたのに対して小森、広島県連は批判的立場を明確にしている。

## 政治活動

政治活動の分野では、1962年に府中市議会議員に29歳の若さで当選し、当選直後に清貧の政治家といわれ、後に衆議院副議長となった高津正道の指導で日本社会党に入党。連続3期務める。

市議選(当時期間は10日間)では、市内で街頭演説を60箇所でおこない、毎日テーマを変えて演説し、夜は個人演説会を30会場設営して上位当選を果たした。初出馬の選挙は労組などの支援組織はなく、被差別部落から2人(保守と社会党)が出馬する状況で被差別部落の票も見込めなかったが、文字どおり「言論一本」の選挙戦での勝利であった。市議時代には暴力団と市長の癒着追及、勤評闘争、解雇された市職員の解雇撤回などで手腕を発揮した。

衆議院議員選挙への初出馬は1976年で敗北した。続く1979年、1983年、1986年の選挙でも敗北し4度の苦杯をなめた。「広島のみでは被差別部落民は衆議院議員にはなれない」とあきらめの空気が漂う中、1990年、反消費税を掲げた社会党・土井たか子ブームもあって5回目の挑戦で82,614票を獲得し、初当選を果たす。1993年には2期目の当選(67,813票)を果たしたが、小選挙区制の下で行われた1996年の選挙(広島6区)では議席に遠く及ばなかった。通常衆議院議員選挙で4度も落選すれば政治生命は絶たれるが、小森の執念にも似た粘り強さと当時の部落解放運動の組織力がそれを許さなかったと言えよう。

当選直後、衆議院第1議員会館の小森室を高齢の女性(東京都在住)が訪ねて来た。女性は広島県の県北・布野村の被差別部落の出身であった。出自を隠して東京で生活し、部落出身を隠さず衆議院議員選挙に出馬している小森のことを気にかけていた。やっと当選を果たしたことでいても立ってもいられなかったのである。女性に少なからず希望を与えたことで苦勞に苦勞を重ねて当選したことの意義を小森はかみしめたに違いない。また福山市の被差別部落出身の兄弟(兄は早大、弟は東大)が訪ねてきた時もそうであった。兄は弁護士、弟はジャーナリストをめざしていた。二人は「自分たちの出自を忘れることなく、目標に向かって頑張りたい」と目を輝かせた。ここでも議員になったことが将来ある若者の「励み」となったことに喜びを隠さなかった。今は兄弟とも目標とした職業に就き活躍している。

初当選を果たした小森は、狭山事件のこともあって法務委員会に所属した。建設や福祉など国民との直接的な関係の乏しい法務委員会は議員からは敬遠されがちな委員会であった。委員会では、当選直後の4月17日、裁判所が被疑者拘置(10日間)の満了日を待たずに安易に拘留延長(中には拘置4日から6日で延長するケースも)をしていた問題を追及し、最高裁に「最高裁として反省し、各地の裁判所に対しても、問題のある運用がなされることのないように、事務連絡したい」との回答を引き出した。この問題は毎日新聞が1面(1990年4月18日付)で大きく報じた。また狭山事件をはじめとする冤罪事件、梶山静六・法務大臣差別発言(1990)、国会での石原慎太郎の障がい者差別発言(1994)などを追及した。

石原発言とは、1994年6月2日の衆議院予算委員会で石原が「差別と表現の自由」の問題を取り上げ「めくら版」や「つんぼ棧敷」、部落差別の「ヨツ」が使えないことを批判し、各大臣に「差別ではない」と答弁させたもので、これに対して小森が6月3日の法務委員会と6月7日の予算委員会分科会で石原発言を批判し、逆に各大臣に差別を認めさせる追及をおこなった。この間

題では「差別と表現の自由」をテーマに「朝日新聞」紙上(1994年6月16日付及び17日付)で徹底討論している。

佐川急便事件(1992)、日本船舶振興会と運輸省の癒着(1994)も追及している。

佐川急便事件ではエピソードもある。佐川急便事件を追及するための調査団が社会党内に作られた。調査団は京都に拠点のある暴力団関係者から情報を得たが、その際条件として、「京都刑務所内の受刑者(仲間)が刑務官から暴行を受け、右翼の街宣車で刑務所周辺を宣するも一向に暴力が収まらない。何とかしてほしい」というものであった。調査団は約束して帰ったものの暴力団を擁護しているかのように思われることを心配して追及する議員はいなかった。そこで「小森議員に」ということになった。小森はいかなる立場の者であれ、「暴力を振るわれることは許せない」ということで1993年6月2日の法務委員会で追及した。その直後、全国的に名の通った右翼団体の責任者が議員会館の小森室を訪れ「小森先生の質問の後、刑務所内の暴行がびたりと止まった」とお礼に来たこともあった。

リクルート事件や佐川急便事件など政治家による汚職等が報じられ「政治改革・政治腐敗の根絶」が叫ばれる。本来の「政治改革」は政治腐敗を根絶するものでなければならなかったがいつのまにか「選挙に金がかかりすぎるからだ」ということで選挙制度改革にすり替えられた。自民党はもとより社会党や労働組合の連合まで「政治改革」(選挙制度改革)を叫び、これに反対する議員には「守旧派」のレッテルが容赦なく貼られた。小森もその一人であった。

連合は社会党に圧力をかけ続けた。衆議院本会議が始まる時間の30分前に社会党所属の全代議士が集まって行われる国会対策委員会にも「傍聴」という形で参加し、議員の発言をチェックするなど圧力をかけていた。また衆議院議員会館の小森室に当時の全電通、全通の幹部が訪れ「政治改革法案に賛成しなければ次の選挙は応援できない」と脅す場面もあった。筆者は小森が「議員活動に口出しをする暇があるなら、賃上げなど労働運動をまじめにやれ」と一蹴した場面を見ている。

1993年11月18日の衆議院本会議での小選挙区制導入の「政治改革法案」に対しては、「少数者の声が国政に届かなくなる」「政治が総保守化してしまう」として、日本社会党の方針に反して青票(反対票)を投じた。解放学校などでは「部落差別を残していることに象徴される日本の民主主義の成熟度では2大政党制は正しく機能しない」とも述べていた。

青票を投じる前夜、小森は一睡もできなかった。青票を投じることはこれまで苦楽を共にしていた部落解放同盟や社会党と袂を分かつことを意味したからである。部落解放同盟中央本部は従来は小選挙区制に反対の立場であったが連合や社会党中央本部に慮って賛成の立場に立っていた。上杉委員長の「小森君が小選挙区制に反対すると連合との関係がまずくなる」との言葉に小森は「書記長辞任伺」を提出、受理される。実質的な解任であった。広島県連から出ていた中央役員も全員辞任し、以後中央本部との対立的関係が続くこととなる。

「政治改革」に名を借りた「選挙制度改革」(小選挙区制) 法案に反対した社会党衆議院議員は小森ら7人であった。衆議院では通過したが参議院では17人(3人欠席)が反対したため法案は参議院で否決された。両院の議決が異なつたことを受けて憲法59条に基づき両院協議会が開かれた。両院協議会は「協議あい整わず」で廃案となるはずであったが、衆議院の土井たか子議長は国会法を無視してこれを認めなかった。そして細川総理と河野自民党総裁の会談によって法案の修正が図られ成立することとなる。小森は土井たか子の行為を「歴史に残る汚点」と批判している。

小選挙区制の選挙制度が成立して30年が経とうとしている今日の政治状況は小森が警鐘を鳴らした如く、民意が反映されないことから投票率の低下は進み、少数者の声はかき消され、そして曲折をたどりながらも総保守化体制が完成しつつある。

衆議院時代のことで、天皇制に関わることにふれておこう。

国会議員は、国会法に基づいて「質問主意書」を内閣に出せる。委員会とか本会議で質問のみでなく、内閣の見解を質したい時には、文書で「質問主意書」を出し、そして内閣は7日以内に提出者に回答をする仕組みになっている。しかし、事情がある時には内閣は理由を述べて、回答期限を延長することができる。

この「質問主意書」を小森は、国会議員としては初めて西暦で出した。西暦で出したところ、衆議院の事務局が「今まで松本治一郎先生も、共産党の野坂参三先生も全部元号で出してもらっています。元号にしてください」と言ってきた。「そういうわけにいかない」と言ってやりとりをしている間に、7日間の期限がきた。衆議院の事務局はあわてて、小森が提出した日にちを勝手に改竄した。小森は怒った。事務局は何度も謝罪し、最終的に西暦での提出を認めることとなった。

小森はさらに追撃をかけた。衆議院事務局が国会議員と秘書に配布する衆議院手帳があるが、その手帳の表紙(1992年)には「平成4年 衆議院手帖」

とあり、元号のみであった。それを1993年からは「平成5年 1993 衆議院手帖」と西暦併記を迫り、これも認めさせた。ちなみに闘いのない参議院の手帳は元号のみである。

公用旅券は国会議員用のパスポートであるが、この公用旅券も初めて小森が西暦で申請し、受理させている。小森は同盟員に対してよく「世の哲学者は世の中を説明したに過ぎない。要は変革するにあり」とか「実践の優位性」ということを説いた。一つ一つの取り組みが「要は変革するにあり」であった。

議員退職後の2002年9月30日、内閣総監室より秋の叙勲の打診があった際には「人が人に格付けをおこなうことは、自身もおこないたくないし、人からもされたくない。被差別の対極にある天皇から『賜る』ことは肯定できない。以後はそっとしておいてほしい」(2002年10月1日)と「丁重」に断っている。

小森の国会議員としての活動は在任中に月1回発行した『国会通信』に報告されている。

## 仏教との関わり、そして「現生不退」

小森は、曹洞宗宗務総長・町田発言(1979)、「過去帳」差別記載糾弾(1985)、真宗大谷派宗務総長・訓覇発言(1987)、曹洞宗大本山總持寺伝導揭示板問題(1999)など宗教界の差別事件を追及するなかで、仏教が持つ「内省」(徹底して自己を見つめる)や宇宙観にも深い関心を寄せ、運動の理論と実践を重厚なものにした。特に著書『業・宿業観の再生』で展開した業論は仏教界に少なからず影響を与えた。晩年は真宗教団が根本経典の一つとする『仏説観無量寿経』の「是旃陀羅」の差別性を東西本願寺に改めて提起(2012～)した。

浄土真宗本願寺派に対する「過去帳」差別記載糾弾会(1985年～)を経て、教義上の差別を論議する場として本願寺派安芸教区・備後教区と県連による「同朋三者懇話会」が発足(1988年12月)。小森は代表世話人を務めた。年3回開催し、これまで「業・宿業」「往生と本願」「煩惱論」「他力と念仏者の主体」「真俗二諦」「信心の社会性」「是旃陀羅」などについて議論し、真宗教団内に影響を及ぼした。

特に「業・宿業論」の展開では輪廻観に基づく「悪しき業論」(前世で悪いことをしたからその報いで差別を受ける)を厳しく批判したうえで業を「人類の始源にさかのぼる行為」と受けとめ、業を共業(社会業)と不共業(個人業)の視点で押さえ部落差別の具体に充てて社会的に作られた差別(共業)が被差別部落民の個々人(不共業的に)に重くのしかかったものとする論を

展開した。「南無阿弥陀仏」を「大宇宙・自然の動き発展する法則」、「浄土」を「高度に概念化された理想社会」ととらえた。

「業・宿業」について小森は、幼少期、母親が夜遅くまで内職仕事をしながら「どうしてこんなに業が深いのかのう」とのつぶやきが心に残り続けていたこと、また府中市議会議員に出馬した際の街頭演説で見知らぬ人から「軍隊内でお前の親父のいっつあん(一二)に助けられた。お前に票を入れる」と言われた場面と衆議院議員となって知人の市議会議員の街頭演説でマイクを握ろうとしたところ「小森先生、この地域は差別意識が強い所だから申し訳ないが遠慮してほしい」と演説を断られた経験をもとに自己の知らない世界からのことで受けた利益、不利益の実体験から、業に対する考えを深めていったと回想している。

## おわりに

晩年、筆者は「岡田君、わしは生まれ変わって同じ人生を歩めと言われてもできんのう」との言葉を幾度か聞いた。その言葉には人生の瞬間、瞬間に最善を尽くしてきたとの思いがにじみ出していた。小森が色紙などによく書いた言葉に「現生不退」がある。「生きている時が勝負。不退転の気持ちで一瞬、一瞬を生き抜く」意味だと聞かされた。88歳の生涯を閉じるその瞬間まで「現生不退」を貫いた人だった。

## Abstract

Tatsukuni Komori: His Thoughts and Actions

Eiji Okada

February 2021, at the age of 88, Tatsukuni Komori passed away. Since the late 1960s, he had been at the forefront of the Buraku Liberation Movement in Hiroshima, and had no small influence on the Burakumin national movement. His life was one of continuous struggle against Buraku discrimination. As a member of the House of Representatives (two terms), he supported his political actions to defend the rights of discriminated-against minorities; absolute pacifism; and anti-authoritarianism. His constant philosophical pursuit was "liberation from the alienation of the oppressed and the discriminated", i.e. "the establishment of subjectivity."

This paper partly describes Komori's history. I hope the idea of "the

establishment of subjectivity” will be helpful in solving the ontological crises in the Buraku Liberation Movement, the labor movement, and the political movement.

(おかだ・えいじ 部落解放同盟広島県連合会委員長)